

## このお仕事で働く皆様へ

このお仕事には、**越谷市公契約条例に基づく越谷市独自の「賃金の下限額※」**が定められています。 ※条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

※ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、越谷市 又は 受注者である元請業者へ申出をすることができます。

※賃金が労働報酬下限額より低い場合は、不足分を受け取ることができます。また、申出をしたことを理由に、解雇・契約の解除等の不利益な取扱いを受けることは条例で禁止されています。



### 《あなたの賃金を労働報酬下限額と比べてみましょう》

ここでいう“賃金”とは、受注者、受注関係者から労働者に支払われる賃金や請負契約における請負代金のことで、公契約の種類及び労働者等に応じて賃金として算定する手当等は次のとおりです。

#### 対象建設工事に従事する労働者

##### 適用対象の賃金等

賃金及び手当等	例
基本給相当額	基本給(定額給)、出来高給
基準内手当	家族手当(扶養手当)、通勤手当、都市手当(地域手当)、住宅手当 等 現場手当、技能手当、有給休暇手当(日給制の場合)、精勤手当 等
臨時の給与	賞与(ボーナス等<期末手当・勤勉手当>)、その他の臨時の賃金等、退職金
実物給与	通勤用定期の支給、食事の支給 等

##### 適用対象外の賃金等

手当等	例
特殊な労働に対する手当	各職種の労働者について、発注者が工事費積算の歩掛等において見込んでいる通常の作業条件または作業内容を超えた特殊な労働に対して支払った手当
割増賃金の代替としての手当	時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当
休業手当	仕事がないために労働者を休業させた場合に支払った手当(ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は基準内手当となります。)
本来は経費に当たる手当	労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく経費の負担に該当する手当

各賃金及び手当等の区分や考え方は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」の基準内手当・基準外手当の区分に準じています。

### **対象建設工事に従事する一人親方**

一人親方については、対象契約の工事に従事するために締結した請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）をここでいう賃金とします。

### **対象委託契約に従事する労働者等**

適用対象の賃金等

基本給及び諸手当	例
基本給相当額	基本給（定額給）
諸手当	毎月決まって支払われる基本的な賃金で、最低賃金制度の所定内給与に区分される手当

適用対象外の賃金等

手当等	内容
臨時に支払われる賃金	結婚手当、一月を超える期間ごとに支払われる賞与等の賃金
時間外割増賃金	所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金
休日割増賃金	所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
深夜割増賃金	午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
精皆勤手当、通勤手当、家族手当	最低賃金の対象外となる賃金

賃金は、税金や社会保険料等を控除する前のものですので、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金とは異なります。

上記における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられている名称であり、手当等の算出については、名称のみではなく支給基準や支給実態によって判断してください。（※家族手当、通勤手当、住宅手当については、定額で支払われる場合は、算出対象に含めてください。）



## 《賃金単価の算出方法》

### 工事の場合の算出例

公共工事設計労務単価に含まれる賃金及び手当等の合計額を1時間当たりの賃金に換算してください。

1日当たりの所定労働時間が8時間の場合

$$\boxed{\text{賃金単価}} = \left( \underbrace{\boxed{\text{基本給相当額}} + \boxed{\text{基準内手当}}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{\boxed{\text{臨時の給与}} + \boxed{\text{実物給与}}}_{\text{所定労働日数1日当たり}} \right) \div 8$$

あなたの労働の対価

●●●●円

≧

あなたの職種における労働報酬下限額

●●●●円

労働の対価が下限額以上であれば問題ありません。

### 委託の場合の算出例

最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額と諸手当の合計額を1時間あたりの賃金に換算してください。

$$\boxed{\text{賃金単価}} = \boxed{\text{基本給}} + \boxed{\text{諸手当}} \text{ を1時間当たりの賃金に換算した額}$$

あなたの労働の対価

●●●●円

≧

あなたの職種における労働報酬下限額

1,090円

労働の対価が下限額以上であれば問題ありません。

建設工事 令和6年度 労働報酬下限額

[単位:円(1時間あたり)]

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,004	27	普通船員	3,308
2	普通作業員	2,734	28	潜水士	5,142
3	軽作業員	1,902	29	潜水連絡員	3,870
4	造園工	2,779	30	潜水送気員	3,780
5	法面工	3,364	31	山林砂防工	3,443
6	とび工	3,420	32	軌道工	6,267
7	石工	3,465	33	型わく工	3,353
8	ブロック工	3,274	34	大工	3,229
9	電工	3,060	35	左官	3,353
10	鉄筋工	3,398	36	配管工	2,903
11	鉄骨工	3,060	37	はつり工	3,207
12	塗装工	3,465	38	防水工	3,702
13	溶接工	3,555	39	板金工	3,623
14	運転手(特殊)	3,297	40	タイル工	2,952
15	運転手(一般)	2,835	41	サッシ工	3,387
16	潜かん工	3,927	42	屋根ふき工	3,120
17	潜かん世話役	4,669	43	内装工	3,544
18	さく岩工	3,994	44	ガラス工	3,353
19	トンネル特殊工	3,927	45	建具工	3,015
20	トンネル作業員	3,297	46	ダクト工	3,027
21	トンネル世話役	4,343	47	保温工	2,937
22	橋りょう特殊工	3,792	48	建築ブロック工	3,059
23	橋りょう塗装工	3,769	49	設備機械工	2,970
24	橋りょう世話役	4,264	50	交通誘導警備員A	1,992
25	土木一般世話役	3,308	51	交通誘導警備員B	1,789
26	高級船員	4,095			

※見習いとして従事する労働者(未経験かつ入社期間3か月以内の労働者)等は、

時給 1, 5 2 2 円

業務委託 及び 指定管理協定 令和6年度労働報酬下限額

時給 1, 0 9 0 円

越谷市公契約条例について詳しくは、越谷市ホームページをご覧ください。  
賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合や、条例についての問合せは  
越谷市役所総務部契約課へ。



越谷市ホームページ

越谷市役所 契約課

所在地：〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

電話：048-963-9131 FAX：048-966-6008

メール：keiyaku@city.koshigaya.lg.jp